

統一地方選挙ポスター掲示場
製作・設置・管理業務委託（緑区）
仕様書

1. 総 則

本仕様書は、統一地方選挙ポスター掲示場製作・設置・管理業務委託（緑区）（以下「委託」という。）を実施するにあたり適用する。

2. 委託概要

令和5年4月9日執行の千葉市議会議員選挙ポスター掲示場及び千葉県議会議員選挙ポスター掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）の製作・設置・管理業務を行うものである。

3. 設置数及び設置場所

- (1) 設 置 数 168箇所
- (2) 設置場所 緑区内（別途発注者が提供する略図参照）
- (3) 設置位置 正面に向かって、左側に千葉県議会議員選挙、右側に千葉市議会議員選挙のポスター掲示場を設置すること。

4. 履行期間等

- (1) 製作及び設置 契約締結の日～3月29日（水）
- (2) 道路使用許可 設置開始前に、所轄の警察署の許可を受けること。
- (3) 点 検 設置後～3月29日（水）
- (4) 保 守 管 理 設置後～3月31日（金）

5. 掲示板の材質等

(1) ポスター掲示場

ア 区画数

- (ア) 千葉市議会議員選挙 10区画
- (イ) 千葉県議会議員選挙 6区画

ただし、区画数が変更になる場合は、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）の協議のうえ変更契約を締結する。

イ 規格、寸法等・・・別紙1のとおり

区画数が変更になる場合は、甲と乙の協議のうえ変更契約を締結する。

ウ 表面の印刷事項等・・・別紙1、別紙2のとおり

- (ア) 掲示板は、表面を白色とし、区画線、区画番号及び表示欄を印刷する。

- (イ) 区画線の太さは15mmを標準とし、1区画の大きさは縦・横それぞれ420mm以上とする。
- (ウ) 区画線及び区画番号の色は、黒色又はこげ茶色とし、雨等で流れ落ちたりしない素材のものとする。

エ 材質等

(ア) 掲示板は、下記の材質とする。いずれも耐水性を有する表示仕様とし、テープ、のり、画鋲等を使用して、ポスターを固定できるものとする。

- ① ベニヤ材：厚さ 5mm以上
- ② 再生パルプ材：厚さ 3mm以上
- ③ 再生プラスチック材：厚さ 3mm以上

(イ) 支柱及び補助等は、下記の材質とする。いずれも強風雨でも掲示板を支える強度を有すること。

- ① 木材：断面45mm×45mm以上で節目の無い角材。(再利用木材・ヒビ入りあるいは変色した木材は使用不可)
- ② その他の素材：強度、耐水性を保持する素材。

(ウ) 補強用木材の材質は、タルキ材とする。

(2) 補強用木材の取付け

ア ポスター掲示場・・・別紙1のとおり

掲示板としての強度を保つ必要上、裏に補強用木材を取付けること。(掲示場の材質が再生プラスチック材で十分な強度がある場合には、それを証明する書類を提出し、区選挙管理委員会(以下「区」という。)の承諾を受け補強用木材を省くことができる。)

(3) 製作に当たっての検査等

- ア 乙は、掲示板表面の印刷に入る前に、甲に校正原稿等の確認を受けること。
- イ 使用材料について、区の指定する場所で検査を受けること。

6. 業務工程表

- (1) 契約締結後、速やかに区と実施工程等について協議すること。
- (2) ポスター掲示場等の委託業務に係る工程表を、着手前に甲及び区に提出すること。
- (3) 日程の変更がある場合は、速やかに区と協議すること。

7. ポスター掲示場等の設置

(1) 設置方法等・・・別紙1のとおり

ア 設置方法は、設置場所の状況に応じて、ポスター掲示場は別紙1の形態、又はこれに準じた形態により掲示場を水平に設置すること。

イ 掲示板、支柱並びに杭の取付けは釘等により固定し、番線若しくは同等品以上の結束具にて、強固に補強すること。また、支柱、補助材及び杭を取付ける場合も同様とし、支柱及び補助材の末端は、別紙1のとおり地面等に接する様に設置すること。

ウ 結束後の番線などの端部は、危険のないように余分な部分は切断し、切断面は折返し等により処理すること。

エ 掲示板に取付ける支柱の長さは、設置場所に応じて調整し、美観などに配慮するものとする。

オ 既存フェンス、柵等に設置する場合は、事前に工作物の所有者、管理者、占有者等による承諾を得ること。また、支柱と工作物の結束については、緩衝材等により既設工作物に損害を与えないようにすること。万一、損害を与えた場合は、直ちに甲及び区に報告すること。修繕等に要する費用は、全て乙の負担とする。

(2) 設置に係る注意事項

ア 設置場所は、設置場所一覧に記載した箇所とする。ただし、現場状況により設置場所を変更する場合がある。

イ 現場の状況により、指定どおりに取付けることができない場合は、区の指示に従うこと。

ウ 設置作業の際は、必ず設置場所の提供者に事前に挨拶し、できるだけ居住者、管理者の立会いのもと、作業を進めること。

エ 杭等を打ち込む場合、地下埋設物（ガス管、上下水道管、電気・電話の地中ケーブル線等）を調査し損傷を与えないよう細心の注意をはらって設置すること。万一、損傷を与えた場合は、直ちに区に報告し、原状に復すること。その際のコストは、すべて乙の負担とする。

オ 掲示板が、地上工作物（電柱、電話柱、標識等）や樹木により、さえぎられないように設置すること。

カ 乙は、通行中の人及び車等に支障のないよう、十分注意して設置すること。万一、人又は車等に損傷を与えた場合は、直ちに甲及び区に報告すること。損傷に対する治療又は修繕等に要する費用は、全て乙の負担とする。

キ 掲示板、支柱等により、通行人等に危険が及ばないように、適宜クッション材等で防護措置をすること。また、杭を単管で施工する場合は、穴を防護材等で塞ぐこと。

ク 公園等、住民の憩いの場となっている場所に設置する場合は、安全の確保として、クッション材等で防護措置を行い、支柱付近に近づかないよう、テープ等で囲いをするなどすること。

ケ 強風強雨に十分耐え得るものとする。なお、区が補強を要すると判断する掲示板については、随時、区の指示する補強をすること。

コ 表示部分の投票区番号及び設置場所番号が、雨等で流れ落ちたり、消えたりしない素材のもので記入すること。

8. 設置後の検査

(1) 乙は、掲示場等の設置を速やかに区に報告し、検査を受けること。

(2) 乙は、甲から指示された修正等事項については、速やかに対応すること。

(3) 乙は、修正事項等の完了後、区に報告し確認を受けること。

9. ポスター掲示場等の保守管理

(1) ポスター掲示場等に破損等が生じた場合は、立候補者のポスターに触れることなく、区の指示により、直ちにポスター掲示場等の補修（掲示板の交換・新規設置を含む、以下同じ）を行うこと。

また、完了後、速やかに区に報告すること。

(2) 定期的に巡回して正常であることを確認し、その記録を保持すること。

また、区の指示により、台風その他気候の状況等に応じて、乙は設置場所の緊急点検を行うこと。

(3) 保守管理にかかる注意事項

ア 区の指示による補修等に迅速に対応できる体制を、常に整えておくこと。

特に、乙の休業日等における体制については留意すること。

イ 休業日等における連絡先（担当者及び電話番号）を、あらかじめ甲及び区に提出すること。

10. 記録写真の提出

乙は、投票区、設置場所順に編集した以下の写真（写真帳及び電子データ）を提出すること。

電子データはJPEGデータを基本とし、投票区ごとにフォルダ整理し、CD-R 2枚程度に収めること。詳細は、区と協議すること。

ア 着 手 前 ・着手前の全景（場所の特定が可能な程度、引いた写真）

イ 設 置 状 況 ・表示部全景（表示の文字を確認できる拡大写真）

・ポスター掲示場等を含めた全景（アと同アングルのもの）

※ 写真は、黒板に委託名、設置場所番号及び写真の種別（着手前、設置状況、撤収後）を記入し、写し込むものとする。

11. その他

(1) 道路使用許可申請等、道路使用に要する費用は乙の負担とする。

(2) ポスター掲示場等が、破損等した場合の復旧にかかる費用は、乙の負担とする。

(3) 乙が、委託業務の実施にあたって、第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰する場合を除き、その賠償の責任を負うとともに、自ら紛争の処置をすること。

(4) 乙は、損害賠償のために必要な損害賠償責任保険に加入し、甲に保険証券の写しを提出すること。

(5) 保険料等を含む、本契約に関する一切の経費は、乙が負担すること。

(6) 関係法令等を遵守すること。

(7) 乙は、業務完了後、速やかに甲に報告すること。

(8) その他、この仕様書に定めのない事項、疑義ある事項については、甲の指示に従い履行するものとする。

(9) 千葉市議会議員選挙又は千葉県議会議員選挙が無投票となった場合には、甲の指示により甲の用意する文書を表示欄に貼付すること。

(10) 両方の選挙を執行しないことが決定した時は、速やかにポスター掲示場を撤収することとする。その場合は、甲と乙の協議のうえ変更契約を締結する。